

## 医師・歯科医師の方が診療所を開設した場合の手続きについて

### 診療所開設届の提出

開設後 10 日以内

開設後 10 日以内に診療所開設届（6号様式）の提出が必要です。

- 開設とは、診療開始日ではなく診療体制（患者を受け入れる体制）が整った状態のことです。
- 保険医療機関の指定申請手続きの日程などを考慮して開設日を設定してください。  
保険医療機関の指定申請に関する問合せ先 | 関東信越厚生局 神奈川事務所 審査課 電話 045-270-2053

### 届出の際に持参する書類

届出書類は2部持参してください。確認後、1部を返却しますので、控えとして保管してください。

- 開設者の医師・歯科医師免許証の写し
- 開設者の臨床研修修了登録証の写し  
医籍登録日が平成16年4月1日以降または歯科医籍登録日が平成18年4月1日以降の方のみ必要です。
- 開設者の履歴書  
職歴の最後に「当該診療所管理者に就任」などと記載してください。
- 勤務する医師・歯科医師・助産師・薬剤師の資格免許証の写し
- 勤務する医師・歯科医師の臨床研修修了登録証の写し  
医籍登録日が平成16年4月1日以降または歯科医籍登録日が平成18年4月1日以降の方のみ必要です。
- 勤務する医師・歯科医師・助産師・薬剤師の履歴書  
職歴の最後に「当該診療所に勤務」などと記載してください。
- 敷地の平面図
- 建物の構造概要・平面図  
各室の用途が明示されたもの。
- 敷地周囲の見取図（周辺地図・案内図）
- 建物の賃貸借契約書の写し（賃貸借の場合）または 土地・建物の登記簿謄本（自己所有の場合）
- 麻酔科標榜許可証の原本・写し（麻酔科を標榜する場合）

### エックス線装置設置届の提出

設置後 10 日以内

エックス線装置を設置する場合は、設置後 10 日以内にエックス線装置設置届（20号様式）の提出が必要です。

## 診療所開設届（6号様式）の記入方法

### 届出日（右上の日付）

保健所の窓口への提出日

### 3 開設年月日

届出日以前の日付となります。

### 4 診療を行おうとする科目

すべての診療科目を記載してください。標榜できる診療科名は法令で定められています。  
医療法施行令3条の2 / 医療広告ガイドライン（厚生労働省）を参照してください。

### 5 開設者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又はこれらに勤務する者であるときはその旨

ほかに開設・管理している病院・診療所がある場合は、原則、開設者・管理者になれません。  
ほかの病院・診療所に勤務している場合は、その勤務日時も記載してください。

### 7 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員

職種ごとの常勤・非常勤別の人数を記載してください。

（例）医師（常勤○人・非常勤○人）、看護師（常勤○人・非常勤○人）、事務（常勤○人・非常勤○人）

### 8 敷地の面積及び平面図

「別添」と記載し、平面図を添付してください。

### 9 建物の構造概要及び平面図

「別添」と記載し、平面図を添付してください。

### 13 診療に従事する医師若しくは歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間又は業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間

従事者ごとに記載してください。

（例）○○科 ○○医師 月・火・木・金 9:00~12:00/14:00~16:00 土 9:00~12:00

## 問合せ先

### 神奈川県鎌倉保健福祉事務所 企画調整課

電話 | 0467-24-3900（代表）

来所の際は、必ず事前にお電話ください。

ホームページ | [www.pref.kanagawa.jp/docs/d3x/](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/d3x/)

各届出様式を掲載しています。

次の手続きについては、各担当課にお問い合わせください。

- 麻薬診療施設（麻薬施用者が勤務する診療所） 環境衛生課
- 生活保護法等指定医療機関 保健福祉課
- 結核指定医療機関 / 被爆者一般疾病医療機関 保健予防課